

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群並びにかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月25日

宮城県知事　村井　嘉浩

第1 さんま（令和8年1月～令和8年12月）

- 1 都道府県漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
さんま漁業	現行水準

第2 まあじ（令和8年1月～令和8年12月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
まあじ漁業	現行水準

第3 まいわし太平洋系群（令和8年1月～令和8年12月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
32,500トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
まいわし定置網漁業	28,340トン
まいわし漁船漁業	4,160トン

第4 かたくちいわし太平洋系群（令和8年1月～令和8年12月）

1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

107,000トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
かたくちいわし漁業	107,000トンの内数